

## 令和6年第6回野洲市議会定例会議案(No.2)

- 議第104号 令和6年度野洲市一般会計補正予算(第7号)
- 議第105号 令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第106号 令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議第107号 令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第108号 令和6年度野洲市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第109号 令和6年度野洲市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第110号 令和6年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議第111号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第112号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

## 令和6年第6回野洲市議会定例会提出案件 (No.2)

### 1 補正予算 7件

#### □議第104号 令和6年度野洲市一般会計補正予算 (第7号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 26,935,771千円
- ・補正額 208,265千円
- ・補正後予算額 27,144,036千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・収支の財源調整として、繰越金の増額 (206,060千円)

###### 【歳出】

- ・人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額を増額 (200,552千円)

##### ③債務負担行為

- ・滋賀医科大学との共同研究講座の体制強化に係る債務負担行為の追加 (期間：令和6年度から令和10年度まで 限度額：63,000千円)

#### □議第105号 令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 4,526,621千円
- ・補正額 3,291千円
- ・補正後予算額 4,529,912千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・人事院勧告に伴う職員給与費等繰入金の増額 (3,291千円)

###### 【歳出】

- ・人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額を増額 (3,291千円)

**□議第 106 号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）**

①予算額

- ・補正前予算額            8 3 8, 0 5 4 千円
- ・補正額                    3 5 3 千円
- ・補正後予算額            8 3 8, 4 0 7 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事院勧告に伴う職員給与費等繰入金の増額（353千円）

【歳出】

- ・人事院勧告に伴う正規職員に係る人件費の所要額を増額（353千円）

**□議第 107 号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**

①予算額

- ・補正前予算額            4, 7 7 3, 4 9 4 千円
- ・補正額                    6, 1 1 5 千円
- ・補正後予算額            4, 7 7 9, 6 0 9 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の国庫補助分（951千円）、支払基金交付分（619千円）、県補助分（476千円）及び繰入金（4,069千円）の増額

【歳出】

- ・人事院勧告に伴う正規職員及び会計年度任用職員に係る人件費の所要額を増額（6,866千円）

**□議第 108 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）**

①予算額

【収益的支出】

- ・現計予算額            1, 1 1 5, 2 9 0 千円
- ・補正予算額                    9 7 3 千円
- ・補正後予算額            1, 1 1 6, 2 6 3 千円

【資本的支出】

- ・現計予算額            9 7 7, 0 0 5 千円
- ・補正予算額                    3 9 1 千円
- ・補正後予算額            9 7 7, 3 9 6 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・給料の増額（247千円）、手当の増額（327千円）、賞与等引当金繰入額の増額（59千円）、報酬の増額（232千円）、法定福利費の増額（51千円）、退職給付費の増額（57千円）

【資本的支出】

- ・給料の増額（151千円）、手当の増額（209千円）、法定福利費の増額（31千円）

□議第 109 号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的支出】

- ・現計予算額 1, 6 3 1, 2 7 0 千円
- ・補正予算額 1, 2 4 3 千円
- ・補正後予算額 1, 6 3 2, 5 1 3 千円

【資本的支出】

- ・現計予算額 8 4 5, 5 4 5 千円
- ・補正予算額 1 0 2 千円
- ・補正後予算額 8 4 5, 6 4 7 千円

②補正の概要

【収益的支出】

- ・給料の増額（518千円）、手当の増額（356千円）、賞与等引当金繰入額の増額（233千円）、法定福利費の増額（63千円）、退職給付費の増額（73千円）

【資本的支出】

- ・給料の増額（52千円）、手当の増額（42千円）、法定福利費の増額（8千円）

□議第110号 令和 6 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【収益的支出】

- ・現計予算額 3, 6 7 2, 4 4 0 千円
- ・補正予算額 4 5, 5 7 9 千円
- ・補正後予算額 3, 7 1 8, 0 1 9 千円

【資本的支出】

- ・現計予算額 1, 4 8 0, 5 0 5 千円
- ・補正予算額 2 3 8 千円
- ・補正後予算額 1, 4 8 0, 7 4 3 千円

## ②補正の概要

### 【収益的支出】

- ・ 医師給の増額（352 千円）、看護師給の増額（7,972 千円）、医療技術員の増額（8,506 千円）、事務員給の増額（2,673 千円）、労務員給の増額（1,296 千円）、医師手当の増額（564 千円）、看護師手当の増額（3,243 千円）、医療技術員手当の増額（3,950 千円）、事務員手当の増額（1,154 千円）、労務員手当の増額（540 千円）、会計年度任用職員給の増額（6,602 千円）、会計年度任用職員手当の増額（1,368 千円）、法定福利費の増額（4,065 千円）、退職給付費の増額（3,294 千円）

### 【資本的支出】

- ・ 給料の増額（166 千円）、手当の増額（3 千円）、法定福利費の増額（24 千円）、退職給付費の増額（45 千円）

## 2 条例制定・改廃 2件

### □議第 111 号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることを受け、本市職員の給料、期末手当及び勤勉手当について、勧告に準じた所要の改正を行う。さらに、会計年度任用職員についても、勧告内容に鑑み所要の改正を行う。

#### 【第 1 条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

##### ・ 期末手当の引き上げ

正規職員 : <12 月>1.225 月 → 1.275 月 (12 月支給差額分 0.05 月)

再任用職員 : <12 月>0.6875 月 → 0.7125 月 (12 月支給差額分 0.025 月)

##### ・ 勤勉手当の引き上げ

正規職員 : <12 月> 1.025 月 → 1.075 月 (12 月支給差額分 0.05 月)

再任用職員 : <12 月> 0.4875 月 → 0.5125 月 (12 月支給差額分 0.025 月)

##### ・ 給料表の改正（令和 6 年 4 月 1 日に遡及適用）

民間給与との較差（2.76%）を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引上げ、大卒初任給は 23,800 円程度の引上げ

#### 【第 2 条】野洲市職員の給与に関する条例の一部改正

##### ・ 期末手当の期別間調整

正規職員 : <6 月> 1.225 月 →1.25 月 <12 月> 1.275 月→1.25 月

再任用職員 : <6 月> 0.6875 月→0.7 月 <12 月> 0.7125 月→0.7 月

##### ・ 勤勉手当の期別間調整

正規職員 : <6 月> 1.025 月 →1.05 月 <12 月> 1.075 月→1.05 月

再任用職員 : <6 月> 0.4875 月→0.5 月 <12 月> 0.5125 月→0.5 月

【第3条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の期別間調整 100分の122.5 → 100分の127.5
- ・ 勤勉手当の期別間調整 100分の102.5 → 100分の107.5
- ・ 給料表の改正

行政職給料表の改正に伴い、月例給を引上げ

【第4条】野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の期別間調整 100分の127.5 → 100分の125
- ・ 勤勉手当の期別間調整 100分の107.5 → 100分の105

施行日 公布の日（ただし、第2条及び第4条は、令和7年4月1日）

□議第112号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告を受け、政府が国家公務員のうち、特別職の給与改定について、一般職の国家公務員の給与改定に準じた法改正を閣議決定したことを受け、本市議会議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当についても同様の改定を行うため、所要の改正を行う。

【第1条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の引き上げ（令和6年度）  
＜12月＞ 1.70月 → 1.75月（+0.05月分）

【第2条】野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の期別間調整（令和7年度）  
＜6月＞ 1.70月 → 1.725月      ＜12月＞ 1.75月 → 1.725月

【第3条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の引き上げ（令和6年度）  
＜12月＞ 1.70月 → 1.75月（+0.05月分）

【第4条】野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の期別間調整（令和7年度）  
＜6月＞ 1.70月 → 1.725月      ＜12月＞ 1.75月 → 1.725月

【第5条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の引き上げ（令和6年度）  
＜12月＞ 1.70月 → 1.75月（+0.05月分）

【第6条】野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正

- ・ 期末手当の期別間調整（令和7年度）  
＜6月＞ 1.70月 → 1.725月      ＜12月＞ 1.75月 → 1.725月

施行日 公布の日（ただし、第2条、第4条及び第6条は、令和7年4月1日）